

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月21日
【報告者の名称】	ソレキア株式会社
【報告者の所在地】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【電話番号】	03(3732)1131
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、佐々木ベジ氏をいいます。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年2月16日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項（平成29年3月10日付、平成29年3月29日付及び平成29年4月5日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により追加・訂正された事項を含みます。）に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- (1) 本公開買付けに関する意見の内容
- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

(前略)

当社は、平成29年4月5日開催の取締役会において、第2回買付価格等変更後も、引き続き本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

従いまして、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(訂正後)

(前略)

当社は、平成29年4月5日開催の取締役会において、第2回買付価格等変更後も、引き続き本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらに、公開買付者が平成29年4月12日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書によれば、公開買付者は、本公開買付価格を当社株式1株につき、金4,500円から金5,300円に引き上げるとともに、本公開買付期間の末日を平成29年4月19日から平成29年4月28日まで延長する旨の買付条件等の変更(以下「第3回買付価格等変更」といいます。)を行っております。

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会において、第3回買付価格等変更後も、引き続き本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

従いまして、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠

(訂正前)

(前略)

その後、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、第1回買付価格等変更を行いました。当社は、第1回買付価格等変更を受けて、本公開買付けに関し選任してありましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、第1回買付価格等変更について評価・検討いたしました。これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、第1回買付価格等変更を踏まえても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらに、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、第2回買付価格等変更を行いました。当社は、第2回買付価格等変更を受けて、本公開買付けに関し選任してありましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、第2回買付価格等変更について評価・検討いたしました。これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、第2回買付価格等変更を踏まえても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、当社は、平成29年4月5日開催の取締役会において、引き続き本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

(訂正後)

(前略)

その後、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、第1回買付価格等変更を行いました。当社は、第1回買付価格等変更を受けて、本公開買付けに関し選任してありましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、第1回買付価格等変更について評価・検討いたしました。これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、第1回買付価格等変更を踏まえても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらに、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、平成29年3月31日に第2回買付価格等変更、その後の平成29年4月12日に第3回買付価格等変更を行いました。当社は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、第2回買付価格等変更及びその後の第3回買付価格等変更を踏まえても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、当社は、第2回買付価格等変更後の平成29年4月5日開催の取締役会及び第3回買付価格等変更後の平成29年4月21日開催の取締役会において、引き続き本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

本公開買付けに関する意見の理由

(訂正前)

(前略)

当社は、第1回買付価格等変更を受けて、本公開買付けに関し選任しておりましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、第1回買付価格等変更について評価・検討いたしました。しかしながら、公開買付者は、当社が反対の意見表明をした根拠について一切触れることなく、また、公開買付け後の経営方針についての補足もありません。第1回買付価格等変更は、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、第1回買付価格等変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

第2回買付価格等変更は、第1回買付価格等変更と同様、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、第2回買付価格等変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、引き続き本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

(訂正後)

(前略)

当社は、第1回買付価格等変更を受けて、本公開買付けに関し選任しておりましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、第1回買付価格等変更について評価・検討いたしました。しかしながら、公開買付者は、当社が反対の意見表明をした根拠について一切触れることなく、また、公開買付け後の経営方針についての補足もありません。第1回買付価格等変更は、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、第1回買付価格等変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

第2回買付価格等変更は、第1回買付価格等変更と同様、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、第2回買付価格等変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、引き続き本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

さらに、第3回買付価格等変更も、第1回買付価格等変更及び第2回買付価格等変更と同様、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、第3回買付価格等変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、引き続き本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

以上